

珠洲市 地域おこし協力隊員又はまちづくり支援員 募集要項
(地域コミュニティの復興支援)

雇用関係の有無	なし
業務概要	<p>能登半島の先端に位置する珠洲市では、令和 6 年に発生した地震及び豪雨からの復旧・復興に取り組んでいます。</p> <p>これまで受け継がれてきた里山里海のいとなみを再生しながら、誰もが心地よく暮らす持続可能な未来をともに創るため、珠洲市の新たな地域づくりを担う一員として活動していただきます。</p> <p><u>主な活動内容：地域コミュニティの復興支援</u></p> <p>(1) 地域コミュニティの復興に関する対話及び実践の支援 (2) 地域情報の発信（ウェブサイト、SNS 等） (3) 地域課題の整理と共有（見える化） (4) 地域資源を活かしたなりわいの継承や創出の支援 (5) 関係人口との交流支援 (6) その他、復旧・復興及び持続可能なまちづくりに関すること</p> <p>※地域おこし協力隊とまちづくり支援員で活動内容は同じです。 三大都市圏等の都市地域から珠洲市へ住民票を異動し、国が定める地域要件に該当する方は「地域おこし協力隊員」、それ以外の方は「まちづくり支援員」として雇用します。</p>
募集対象	<p>■共通要件</p> <p>(1) 業務で関わる人との対話を大切にしながら、誠実かつ積極的に活動できる方 (2) パソコンの一般的な操作ができ、ウェブ等での情報発信・コミュニケーションのスキルを有する方 (3) 普通自動車運転免許（AT 限定可）を有し、業務で使用するために借上可能な自家用車を、着任までに所有できる方 (4) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康な方 (5) 活動終了後、珠洲市内で創業又は就業し、定住する意欲のある方 (6) 年齢・性別、出身地は問いません</p> <p>■地域おこし協力隊員 三大都市圏等の都市地域から珠洲市へ住民票を異動し、国が定める地域要件に該当する方</p> <p>■まちづくり支援員 地域おこし協力隊に係る国が定める地域要件に該当しない方</p>
募集人数	6 名程度
活動場所	<p>市内一円（地域コミュニティの復興に資する場所）</p> <p>※市内には 10 地区 161 集落があり、活動を進める中で主担当の地区や集落等を設定する場合があります。</p>
活動時間	<p>ご自身の裁量で管理し、活動日報を提出していただきます。</p> <p>目安として、週 37 時間 30 分、月 150 時間を想定</p> <p>（例）1 日 7 時間 30 分×1 か月 20 日</p>
活動形態・期間	<p>(1) 活動形態 珠洲市が地域おこし協力隊員又はまちづくり支援員として委嘱します（珠洲市との雇用関係はありません）。</p> <p>(2) 委嘱期間 委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>※ 活動実績等をもとに最大 3 年まで委嘱期間を更新することができます。</p>

報酬等	<p>毎月の活動報告書等に基づき、下記(1)及び(2)について、実績に応じて予算の範囲内で支給します。</p> <p>(1) 報 償 費 1 時間あたり 2,000 円を基準に活動実績により算出 ※活動実績が月 150 時間の場合、300,000 円 ※年額上限 400 万円</p> <p>(2) 活動経費 実費相当額 ※年額上限 100 万円</p> <p>※ 月末締め翌月支払となります。 ※ 活動経費は、市が必要と認めたものに限りますので、事前に相談してください。 (例) 車両借上料 (月額上限 9,000 円)、旅費、消耗品費、通信費、保険料、使用料、備品費 等 ※ 赴任にかかる費用、生活備品、光熱水費、食費等は自己負担です。 ※ 賞与及び退職金はありません。</p>
待遇・福利厚生	<p>(1) 国民健康保険、国民年金は自己加入となります。 (2) 雇用保険への加入はありません。 (3) 傷害保険、損害賠償保険など、活動中の事故等に適用される保険への加入を原則とします。なお、保険料は予算の範囲内で市が負担します。 (4) 本業務に支障とならない範囲で副業は可能です。 (5) 毎年、確定申告をご自身で行っていただく必要があります。 (6) 市内の賃貸住宅に入居される場合、家賃補助の制度があります (珠洲市に転入後 3 年以内)。</p>
申込受付期間	<p>令和 7 年 6 月 27 日 (金) から随時受付 ※ 採用人数が定員に達し次第、募集を終了します。</p>
審査方法	<p>(1) 1 次審査 (書類審査) 下記の書類を持参又は郵送 (簡易書留) により提出してください。 ・履歴書 (市販のもので可。写真添付必須) ・応募動機及び業務に対する想いを記述したもの (書式・字数自由) ・住民票の写し ・運転免許証の写し ※ 郵送の場合は、封筒の表面に「応募書類在中」と記載してください。 ※ 1 次審査 (書類審査) の結果は、応募者全員に通知します。なお、提出された書類は返却しません。</p> <p>(2) 2 次審査 (面接) 1 次審査合格者を対象に、面接を行います。 日程は 1 次審査終了からおおむね 1 週間後を予定しておりますが、詳細は、1 次審査結果通知の際にお知らせします。2 次審査 (面接) の結果は、2 次審査 (面接) を受験した方全員に通知します。 ※珠洲市までの往復旅費等は自己負担となります。</p>
応募及びお問合せ先	<p>〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方 1-6-2 珠洲市企画財政課 担当：杉盛 電話 0768-82-7726 FAX 0768-82-2896 Eメール iju@city.suzu.lg.jp</p>